

# 部員不足による複数校合同チームの大会参加について

合同チームの関東予選、高校総体予選、県定時制通信制大会、新人大会、県選手権大会の参加を次のように認める。(地区高体連主催大会も準ずる)

I 時 期 平成 19 年度高校総体予選(県定時制通信制大会)から

II 条 件 ① 1 校の部員が 5 人以下の学校同士であること。(マネージャー等は除く)

②お互いの学校長が認めていること。

III 注意事項 ①申込は各学校で申込書を作り、公印押印の上作成しあわせて申し込む。(再編統合校の場合と同じ)

②大会参加料は 1 校分とする。

③ユニフォームは統一されたものを使用する。(どちらかの学校のもので可)

④学校名は合同チームとわかるように当該校の学校名を使用する。

(例、合同足柄小田原)再編統合校と区別できるよう合同をつける。

⑤引率責任者は各学校の教職員をつける。

⑥監督・選手・マネージャーのエントリー数は単独チームと同一とする。

⑦ひとつの合同チームは 6 人以上になるまで何校でも可とする。

合同チームの編成する学校数は制限しない。ただしエントリーできる人数は 18 人以下とする。

⑧学校毎に登録をする。(協会・高体連)

⑨地区予選のある大会においては、1 校のエントリーが最も多い地区の予選に参加する。

エントリー数が同数の場合は、監督の地区予選に参加する。また、エントリーの追加は予選参加地区が変わるような人数の追加は認めない。

⑩男女の混合は認めない。

⑪全日制・定時制・通信制の合同も認める。ただし、県高校総体に参加した定時制・通信制は県定時制通信制大会に参加できない。また、県定時制通信制大会に全日制は合同で参加できない。

⑫合同練習を行って大会に参加することを前提とする。

IV 確認事項 ①合同チームが代表権を得るところまで勝ち上がった場合、代表権を与える。

②合同チームがシード権を獲得した場合

○次大会も同一学校での合同→シード権有

○次大会単独または他の学校との合同→シード権消失

③合同チームで申込をした後に、1 校が 6 人以上になった場合、申込後は単独への変更は認めない。

④地区代表決定数に関しては合同チームを 1 チームとしてカウントする。

⑤合同チームで申し込んだ後、他の学校の生徒を追加することは認めない。

※その他、問題が出てきた場合は今後検討し、緊急を要する場合は部長判断とする。

平成 19 年 4 月 1 日 施行

令和 2 年 3 月 23 日 改正

令和 4 年 3 月 16 日 改正

令和 5 年 3 月 15 日 改正